

カスペルと KG 愉快的仲間たち・会則

(名称)

第1条

この団体の名称は カスペルと KG 愉快的仲間たち とする。

団体名の「カスペル」とは、私たちが初めて人形劇を行った際に使った、チェコの人形劇で、最も一般的な道化の人形の名前である。

(事務局所在地)

第2条

石川県金沢市末町10 金沢学院大学 文学部 教育学科

(団体の目的)

第3条

金沢学院大学教育学科で、教員・保育者を志す学生が集まり、地域の子どもたちや金沢に遊びに来る子どもたちに向けて人形劇やパネルシアター、紙芝居などを演じ、教員・保育者としての資質向上を図りながら地域に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条

前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 金沢の民話を伝承する
- (2) 地域活性化の一助となる活動と協力
- (3) 海外の学生との交流
- (4) 構成員の資質・能力の向上を図る
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成員)

第5条

この団体の構成員は、団体の目的に賛同し、共に活動する意思のある者を参加の条件とする。

(役員)

第6条

この団体に以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名

(2) 副代表 若干名

(3) 会計 2名

(役員任期)

第7条

役員任期は1年ですが、再任は防げません。任期終了前に時期の役員を選びます。

(代表)

第8条

代表は会を代表し、会の運営に当たります。副代表は代表を支え、代表がいない時には、代わりを務めます。

(会費)

第9条

特に徴収しない。

(広報)

第10条

この団体の活動を広く周知するため、ホームページを作成し、日頃の活動を多くの方へ発信する。また、YouTube や Instagram 等でも発信する。

(事業年度)

第11条

この団体の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする。

(会則の変更)

第12条

この会則は、構成員の話し合いにより変更することができる。

(設立年月日)

第13条

この団体の成立年月日は、令和元年4月1日とする。

(規約施行日)

第14条

この会則は、令和元年4月1日から施行する。